

第30回平成22年3月与謝野町議会定例会会議録(第8号)

招集年月日 平成22年3月19日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後2時48分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野稔	書記	河邊惠
--------	-----	----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	藤原清隆	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	宇野準一	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	西村良久
住民環境課長	永島洋視	水道課長	吉田達雄
会計室長	金谷肇	保健課長	泉谷貞行
建設課長	西原正樹	福祉課長	佐賀義之

5. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 27号 | 平成 22年度与謝野町簡易水道特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 28号 | 平成 22年度与謝野町宅地造成事業特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 29号 | 平成 22年度与謝野町下水道特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 30号 | 平成 22年度与謝野町農業集落排水特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 31号 | 平成 22年度与謝野町介護保険特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 32号 | 平成 22年度与謝野町土地取得特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 33号 | 平成 22年度与謝野町国民健康保険特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 34号 | 平成 22年度与謝野町老人保健特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 35号 | 平成 22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 36号 | 平成 22年度与謝野町財産区特別会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 37号 | 平成 22年度与謝野町水道事業会計当初予算
(質疑～表決) |
| 日程第 12 | 議案第 38号 | 与謝野町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 13 | 議案第 39号 | 大内峠一字観公園の指定管理者の名称等の変更について
(質疑～表決) |
| 日程第 14 | 議案第 40号 | 野田川森林公園の指定管理者の名称等の変更について
(質疑～表決) |
| 日程第 15 | 議案第 41号 | 滝財産区有財産の交換について
(質疑～表決) |
| 日程第 16 | 議案第 42号 | 町道路線の変更について
(質疑～表決) |
| 日程第 17 | 議案第 43号 | 与謝野町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について
(質疑～表決) |
| 日程第 18 | 議案第 44号 | 与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の締結について |

- 日程第 19 議案第 45 号 与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の締結について (質疑～表決)
- 日程第 20 諸般の報告 (質疑～表決)
- 日程第 21 閉会中の継続審査申出書

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) おはようございます。

3月定例会もいよいよ大詰めを迎えてきました。本日から、特別会計の方の当初予算についてご審議をいただきます。また、追加議案も予定されておりますので、また時間がかかると思いますが、でき得ればきょうすべてを議了したく思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

また、本日本会議終了後、全員協議会を開催いたしたいと思えますので、引き続きご苦勞ですが、ご出席いただきますようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思えます。

日程第1 議案第27号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計当初予算を議題とします。
本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

井田議員。

- 9 番（井田義之） それでは、22年度の簡易水道について少しか質問させていただきたいというふうに思います。

まず、今回暫定予算、骨格予算ということなのか、資料というのが余りというのか、全然私は見ておりません。そういう中で、今年度水道として新しい工事というのか、新しくやるといわれることがあるのか、それとも従来の計画通りの工事の遂行ということが目的なのか、その点についてまずお尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 井田議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のように、平成22年度の当初予算につきましては、現在のところ骨格予算ということで、簡易水道の事業として上げておりますのは委託料800万円と工事請負費として下水道関連配水管を布設がえということで900万円、この二つでございます。

一応、水道整備計画によりますと、今年度やっていくことはメニューとしてありますので、現在の時点では水道整備計画に基づいて整備を進めていこうという思いではおります。したがって、委託料の800万円につきましても、その遂行のための予算ということでとりあえずはつけさせていただいておりますが、本格的な肉づけにつきましては22年度以降の整備計画を再度見直しますので、それ以降で肉づけをさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 22年度以降ということは、この6月の補正で何ぼか見直しが入るということですか。23年度やなしに、22年度から入るということですか。

水道課長（吉田達雄） はい。

9 番（井田義之） わかりました。その辺のところは、また6月の補正のときにしっかりと聞かせていただきたいというふうに思います。

そこで、委託料も出ておるわけですが、やはり水道という有収率の問題がどうしてもあろうというふうに思います。これは、過日の一般会計のときに言いましたように、監査委員さんからもこの点については大変難しいだろうけれども、なおかつ努力していく必要があるという指摘もごさいます。そういう中で、22年度に有収率アップのための何らかの、なかなか地下に潜っておるのでわかりにくいということでしょうけれども、そういう内容的な部分についてのお考えがありましたらお願いをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

結論から申し上げます、22年度で有収率向上のための特別な施策と申しますか、方針というのは具体的には持っておりません。ただ、9月の決算審議の中でも申し上げましたが、水量把握のための排水流量計の制度の問題、また近年は配水管が硬質のものとなったために、漏水があっても傷口がなかなか大きくならないというようなことから発見に時間がかかるというようなことがございます。

まず、流量計の整備につきましては、22年度以降引き続き施設改良とあわせて効率的に整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますし、また漏水につきましては、水道管が古くなる、古くなれば新しくするという繰り返しを行っている以上、漏水そのものはなくなるものではなくて、イタチごっこみたいな、そういうようなものでありますので、引き続き毎日の中央監視装置などのデータなどをフル活用しまして、早目早目に漏水調査を実施することなどで早期発見に努め、今後とも有収率の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 管が古くなったり、また管の距離が長かったり、いろいろこの点については漏水が起きる確率というのはかなり高いと。ただ、近隣市町の有収率と比べると、野田川のときにもそういうことだったんですけども、当与謝野町の有収率が低いんですね。それで、これに何が原因なのかというあたりの調査もやはりやっていただかなければならないん違うかなというふうに思います。

それから、あとそのことがどの程度影響するのかわからんですけども、例えば過日、防災訓練がなされました。私のところの隣組は防災訓練のときか、この間は防災訓練、余りにも寒かったのでやりませんでしたけれども、年に一遍は必ず消火栓の放水のチェック、消火栓の稼働状態、これを必ずチェックをします。それで、この部分については恐らく有収水量の中に入ってないん違うかなというふうに思うんですが、その点をお答え願いたいというふうに思いますし、そ

れからその消火栓の点検のときに、私も何度か水道課に行って申請を出して、そのチェックをやらせていただいております。その点検をしますと、点検をしますので水道課にお願いしますという書類が年間大体どれぐらい上がっておるのか。やはり、以前に総務課長の方にも消火栓の点検というのをやっぱり地元でしっかりとやっていただいて、万が一のときにスムーズに消火活動ができるという、まず第一の出発点は消火栓ではないかということを上げた経過もあり、また総務課長の方から区長会等にもそういう指示をしていただいておりますけれども、水道課に今消火栓の点検をしますので、水道課の許可をお願いしますという書類は年間どれぐらい上がっておるのか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

大変申しわけないんですが、1年間に消火栓の使用についての各区からの申請が何件あるかについては把握しておりません。

それと、有収水量の中に消火栓等の点検に使われる水、あるいは訓練で使われる水については入っていないというふうにおっしゃっております。それはそのとおりです。私どもの方が、じゃあ何のために消火栓の使用について届け出をお願いしておるかということでございますが、これにつきましては消火栓の出し方次第で、排水流量計が急に振るといような、一気に水を出しますので、そういったことで中央監視装置なり警報装置が作動するということで、私どもの方としてはまずは漏水があったんじゃないかなと、いわゆる本管の破損があったんじゃないかなといような勘違いといひますか、それを逐一調べていくこととなります。その場合に、消火栓の使用に関する届け出がありましたら、その部分というのがいち早くこちら側で確認ができるということがございますので、現在その有収率にかかわる水量的な部分での届け出は把握ができるところまでは至っておりませんが、そういった確認の意味で届け出をしていただいておりますという状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 前にも、ほかの件でも言いましたように、私たちはここに上がってくる数字だけで判断するんですね。実際に火災が何件あって、そこでどれぐらいの水が使われておるか、また各地区、最近では消火栓の点検もかなりやっていただいておりますように聞いております。それに対して、正式に本当に水道課に皆申請が上がっておるのかどうか、それから実際に1回点検をするときにどれぐらいの水が使われるのか、その辺のある程度の基準みたいなものを設けていただきながら、この分についてはやむを得ない余分の水といふのか、金の入らない水、その辺のチェックもできればしていただく、また総務課の方からはそういうことが決まって、区の方にもお願いしていただいておりますから、そういうことをやっぱり消火の点検をするときには、水道課の許可をとってしてくださいよというあたりの徹底をしていただいて、私、前にも水道課のところで言いましたように、的確な水の管理をしようと思うと、そういうことをしっかりとやって、この分については有収水量の中には入らないけれどもという分母を減らしてしまう、そういうことも考えていかないと、いつまでたっても漏水だけでは私はないん違うかなという思いもありますので、漏水のチェックは当然しっかりと、先ほども言われたようにやっていただきたいと思います。その辺のところを吉田課長の方にごこまで入っておるかちょっとわからないというよう

なことなので、総務課長の方にお尋ねするんですけども、そういう点検をされるときに、一応これは水道課だけやなしに、総務課の方にも言うんやなかったですか、どうでしたか、水道課だけですか。何か消火栓の点検するときに申請を、私は多分総務課の方に、消防の方に言って、それから水道課の方に言うといってくださいよ言われて、水道課の方には書類で出すんですね、書類で書いて。そういうことが徹底できておるのかどうか、その辺のところについての総務課長が今つかまえておられる現状、これについてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 区長会でも点検はお願いをしておりますし、それから一気に出不きないようにというふうなお願いもしております。

それから、申請の件につきましては、承知されておるといふふうに思いますけれども、それが下までというか、区の役員さんでとまっているのかどうか、その辺は承知しておりませんので、いずれにいたしましてもそういうような機会があれば、再度そういうような要請はしたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） そういう一定のルールをしっかりとつくっていただいて、また余分のこともわかりませんが、私は消火栓の点検というのはやっぱり今うちの近所というのか、石川地区では大体年に一遍は点検せなというムードが、また消防団員の方々もきばっていただいて、そういう徹底ができつつあります。やっぱりそういうことをしっかりとさせていただく、それとその水道に対する届けを必ず出していただいて、水道の方は1回で大体どれぐらいだというようなあたりの数値の平均値あたりをつかまえていただきながら、その結果が有収水量の中に出てきて上がってくる、そういうようなルールの設定がしていただきたいなということを最後にお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第27 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第28号 平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計当初予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） 宅地事業について質問させていただきます。

まず最初に、去年の話で申しわけないんですけども、京都府内の市町村決算の中で公営企業資金不足54億円、野田川町地域開発事業1億3,546万円の赤字という格好で新聞に重視事業の中の一つが与謝野町だということが出ておりました。この事業がこれの今の会計なのかどうか、これはどこの事業のことなのかお尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

いわゆる資金不足ということで1億円以上を出しておったわけでございますけれども、そのときは三河内の大道の分譲宅地、それが商品として売り出されていなかったということで、資産に計上できなかったということでございます。それ以後、昨年のお話でございますけれども、大道の分譲宅地が売りに出されました。売りに出されましたけれども、まだ売れてませんけれども、いわゆるその赤字から引けるいう資産ですね、その部分に入りましたので、なお赤字とはいうものの、そんなにたくさんの赤字というわけではないということでございます。そういうことでご理解がいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） そうしたら、今私が聞きましたこの公営企業の与謝野町部分については、この会計だということで理解させていただきます。

そこで、今減りましたということなんですけれども、また決算の時期になるとこういう数字が出てくるわけですね、新聞なんかで公表されるわけですね。ここには出てこないぐらいの数字になったというふうに判断したらいいのか、それとも今の状態で、例えば22年度の予算の中でも入りの分は余り計上されてないんですね。ということは、売れたら入れるということなんですけれども、売れないという前提の予算が踏まれておるわけですね、というふうに理解したらいいのかどうか、その辺間違っておったら、また指摘をいただけたらありがたいですけれども、このままの状態だと、また新聞等で発表されるときに、公営企業の、この中には出てくるのか、出てこないのか。余り出てくることはうれしくないなので、お尋ねをしておきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

現在、当初予算を審議しておるわけでございますけれども、この当初予算審議で分譲宅地の売り払い収入を見ていないというのは、今の平成21年度予算ですべて売れるという予算を計上しておるということです。ですから、21年度にも全部売れる予算を計上し、22年度にもすべて売れる予算を計上するという事は、これは二重になるわけですから、21年度で売れなかったということになりますと、当然赤字が出てくると。したがって、ことしの22年度の当初予算を補正して、売り上げ収入を見て、前年度に繰上充用すると、こういう措置をとるということになります。ですから、今のままでいきますと、一番最初に出ました億単位の赤字ということにはなりません。といいますのが、商品としてその部分の赤字から差し引けるということがございますので、しかし黒字にはならないと、赤字ということにはなるということでございます。こういった

ことにつきまして、京都府からもいろいろと指導がございまして、例えば土地開発基金で買い取ってしまうとか、そういうような手法も今検討をさせていただいているところでございます。今後どのようにするかということについて、まだ結論は出していませんけれども、なるべく早い時期にそういう赤字を解消する方策をとっていきたいというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、企画財政課長の方から財政的な部分について検討中だということでありました。これも20年度の決算のときに、監査委員さんの指摘の中でも繰上充用ばかりを繰り返すのではなしに、何らかの格好で一たんけじめをつけるのも一つの方法ではないかなと。これは監査委員さんの、私が質問したときの監査委員さんの個人的な考え方ということも入っておったんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうような方向にも向かって検討されようということなのかどうかということがまず1点。

それから大道の話が出ました。大道、ほかにたくさんの分譲宅地があるわけですが、大道についていろいろと方策を講じられて、500万以下というのが一番妥当なというか、買いやすいということで設計をされたりしたんですけれども、きょうの新聞にもいわゆる公示価格の減というのが与謝野町の分も幾らか下がっておるというのが出ておりました。そうすると、従来の感覚ではなかなか土地は売れなくなって、だんだん下がっていくんじゃないかなと。そこで、日吉ヶ丘でも前の買っていた方のこともあるので、簡単には下げれないというような状態になっとるんだろうというふうに思うんですが、22年度の見通しとして、売れたら上げる、売れなかったら上げないというのがわかるんですけど、見込みとしてというのか、見込みを含めてどの程度の分を何とか売りたいなというような目標の設定ぐらいはあってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、つくったものですからね、大道あたりはまだつくって間がない、大道を売り出しますということで大きくどんどん宣伝もやっていたいでおる、そういう中での22年度の見通しについてお尋ねをいたします。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

まず最初に、方策についてでございますけれども、監査委員さんの方からも先ほど議員の方からもご指摘がございましたように、一たん切りをつけたらどうだというふうなご指摘もいただいております、その後価格の調査をさせていただきました。

日吉ヶ丘につきましては、同じ明石地区内でございますので、ほかのは民間住宅の地価、売り払い価格等も検討、調査させていただきますと、大体今明石地区で売れとる部分につきましては、大体坪が6万円ぐらいであろうというふうに言われております。したがって、それをそっくりそのまま日吉ヶ丘の分譲地に当てはめると、どのぐらいほど赤字が出てくるのかというふうな状況でございます。これを全部完売をさせていただきますと、3,400万円ぐらいの赤字が出てくるのかなというふうに思っております、この部分につきまして果たしてそのままの状況でいいのかどうかということについては、私としてはよろしくないというふうに思っております、日吉ヶ丘の部分につきましては、今後新たな土地の活用も含めて検討していくべきだろうなというふうに思っております。

それから、もう1点の大道の分譲宅地の件でございます。

この間、平成21年度で大道の分譲宅地も含めて2回チラシを配布させていただきました。また、広報よさでも2回、ほかの分譲地も含めて販売促進のPR活動をさせていただいておりましたけれども、今のところ売却ができてないということでございます。

大道につきましては、この間もハウスメーカーの方から問い合わせがございまして、あそこの部分の面積を教えてくださいとか、そういうふうなことがようやく出てきたというふうな状況でございます。したがって、今のところ大道につきましては、今の価格のままでもう少し販売促進をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 前にも言いましたように、この宅地造成事業につきましては、もう普通、民間であればとうに黒字倒産をしておるという状態の事業です。一つは、監査委員さんが言われるように、財調基金からでも出して一たん切りをつけるというのも一つの方法ではないかなと思いますし、またもう一つは従来の、先ほども言いましたように土地の値段も下がっており、従来の値段にこだわるのではなしに、今課長も言われたようにいずれかの格好で完売する方法を考えなければならない、今のままでずるずるといくということについては町にとっても大きなマイナスで、経常経費というのか、いろいろな掃除をしたり、草を刈ったりというだけの金が毎年出ていって、それこそ余分の経費を使わなければならないという状態だろうというふうに思いますので、この件についてやっぱり二つの点から決算的なものをどう、繰上充用を続けていくということについては問題があると、それからそのためには完売することも大変大事やという二つのことをしっかりと協議をしながら、庁舎内でも取り組んでいただきたいということをお願いいたします、この質問を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第28号 平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第29号 平成22年度与謝野町下水道特別会計当初予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

今田議員。

1 3 番（今田博文） 22年度予算ですけれども、今回計上されておりますのが1億9,300万円、計上されております。事業費です。事業費ですけれども、21年度が7億3,700万、それから20年度決算でも7億4,200万という事業費が決算を引かれてるんですけれども、今回21年度当初予算に比べまして5億を超えるような事業費の減額といたしますか、そういう少ない予算計上なんですけど、これはなぜこういうことになるのでしょうか。

議長（森本敏軌） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

今回の当初予算につきましては、それぞれ説明させていただきますとおり骨格予算でございます。今回事業費といたしまして計上いたしますのは、ゼロ国債で国の方で債務負担の承認を受けています分と、それと緊急対応で必要と思われる箇所の工事費のみを計上させていただいております。まだ今の段階では国から内示が来ておりませんので、国の内示を受けた段階で6月補正で対応をとる形になると思います。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） ゼロ国といたしますと、年度当初から素早く予算執行といたしますか、事業対応できるという制度だというふうに理解をしています。そうしますと、4月、5月はそういったゼロ国を中心にして事業発注をしていくと。それから、6月以降については、6月の補正で予算手当てをして、22年度事業推進をしていくと、こういうふうに考えたらいいんだろうというふうに思うんですけども、その額というのはどれぐらいの額になる予定なのでしょうか。

議長（森本敏軌） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

現段階では、国からの内示が参っておりませんので、額というものは確定はできません。また内示が来た段階で確定させていただきますので、6月補正で明らかにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） もちろん、国の内示というのはそれはそうなんだろうけれども、課として、下水道課としてはこれぐらいの事業規模でやりたいという思いというのは当然あるんだろうというふうに思うんですけど、そこはどのようにお考えなのでしょうか。

議長（森本敏軌） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。下水道課としての思いということで説明させていただきます。

21年度予算規模で推移をしていきたいという希望は持っておりますが、6月補正の段階で数字が合わない可能性もございますので、下水道課の思いということでお聞きいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 前に申し上げたんですけれども、旧加悦町にこの下水道が入ってきまして、供用開始されたのが平成9年ごろだというふうに思っています。それから10数年たちましたけれども、まだまだ周辺部、与謝でありますとか、滝でありますとか、加悦奥でありますとか、温江の方もそうです。野田川も石川のあたりは、大宮のあたりはまだだと、それから岩屋もまだだとい

うふうに聞いておりますけれども、これだけサービス格差が出る事業というのは、ほかには私はないのではないかなというふうに思ってます、1日でも早く事業推進、公共外をつけていただくということが本当にサービスの格差の縮小につながるのではないかなというふうに思っております、事業費、今課長に聞きますと、課内では昨年並みの事業費を予定しておるといことなんですけれども、ぜひ推進を図っていただくように今後も努力をお願いしたいというふうに思っています。

住宅改修が始まってかなりたつんですけれども、1月28日の、これは京都新聞なんです。総額で8億8,000万、事業費があるというふうなことです。それで、町の補助金は6,200万円、それから申請件数が414件ということで新聞に載っておりました。このうち、内訳では下水道整備が23.2%あると。それから、屋根のふきかえが20%というふうに載ってるんですけれども、この住宅改修ができてから下水道工事の接続というのはかなりふえてるのではないかなという、想像の域なんですけれども、実際はどういうことになっておるのか教えてください。

議長（森本敏軌） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

下水道課といたしましてつかんでおりますのは、建設課の方から情報提供していただいております申請の数によって拾い上げておりますので、建設課の方から発表しております数字とは若干異なる面があるかと思っておりますけれども、その数字をもって報告したいと思います。

2月の末で住宅改修全体の申請の数は443件でございます、そのうち下水道関連が112件、25.2%でございます。その中で、3年経過した方の数が78件でございます、下水関連の申請の中で約7割の方が3年経過した方だというふうなことで把握しておりますので、そういう意味から考えますと、この住宅改修の補助制度が効果を上げておるといことが予想はできるんですが、ただ数的にそれによって水洗化率がどれだけ伸びたかということまでは現在のところ把握できておりませんし、水洗化率といいますのは年度末の住民の数をもってついた統計のデータをとりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

13番（今田博文） 今、下水道で把握しているのは433件ということでしたんですけども、この新聞では414件、いつを基準に、いつを締め切ってということもあるんでしょうけれども、少し数字が合わないなというふうに思ってます。

年度末にならなければ、どれだけ効果があったかわからないということなんですけれども、そうしますと昨年からはじめたわけですね。21年の4月1日から始まりました。22年3月になりましたけれども、この3月末で一応統計をとって、どれぐらいの住宅改修の効果があったのかということの検証はできるというふうに判断したらいいんですか。

議長（森本敏軌） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

3月末の数字をもって把握はできるということではなしに、当然この補助制度がありますので、下水道課といたしましては把握しなければならないというふうに考えておりますので、どういった手法ですというものが妥当なのか、今のところまだ考えてませんが、当然下水道課としま

しては把握しなければならないというふうを考えております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） まだ検証ができる段階ではないというふうな答弁、3月には検証したいということなんですけれども、かなり住宅改修の恩恵といいますか、このことによって下水道を接続される方というのはかなりふえてるのではないかなというふうに想像しています。この事業というのは、23年度末で今のところでは終わるというふうな予定をされてるようなんですけれども、ぜひこれは続けていただくということが必要になってくるんだろうというふうに思っています。まだ少し先のことでありますけれども、今の時点ではどのようにお考えなのかお聞きをしておきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 最終的に、これは政治的な判断ということになると思いますが、いわゆるこの住宅改修助成につきましては、町の全課が考える中での現在の不況対策の一環としてやっていますということでございます。したがって、時限立法ということで3年間の措置ということにさせていただいております。そして、平成21年度につきましては経臨交、いわゆる国からの助成金を当てることができました。額としては7,000万近い額になるというふうに聞いております。そういった助成制度を一般財源で23年度以降も続けていくということにつきましては、現時点では事務方としては困難と言わざるを得ないと思っております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 事務方は当然そういう答弁が出てくるだろうというふうに思うんですね。これは、今答弁にもあったんですが、政治判断です。これは町長の判断だというふうに思うんですね。改選選挙があるわけなんですけれども、町長、今の時点で住宅改修についてはどのように判断されて、今後についてはどうしていきたいというふうな思いでおられるのかお聞きをしたいと思えます。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 政治的判断ということなんですけれども、そうではなしに、先ほど課長が答弁しましたように全課の職員でこうしたことを取り組んでいこうということで、私は当初1年間というふうに考えておりましたけれども、皆それではある程度効果が出ないのではないかとという中で3年という期限を切った中でしております。ですから、そこまでは責任は持てますけれども、それ以上のことは今の段階で申し上げることはできないというふうに思いますし、これは政治的判断もですけれども、そうした要望が議会の中でもでしたし、多くの皆さんからのそういう声があったのを取り入れさせていただいたということで、政治的判断だったのかなというふうには思いますが、今の段階ではそこまででございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 私も4月には審判を受ける身でございますので、次のことはわかりませんが、もしこの場に來させていただくことができましたら、またもっと強く要請といいますか、要望させていただきたいというふうに思っています。

以上で終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第29号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。
よって、議案第29号 平成22年度与謝野町下水道特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
ここで、暫時休憩します。
10時50分再開します。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
次に、日程第4 議案第30号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計当初予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第30号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。
よって、議案第30号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第5 議案第31号 平成22年度与謝野町介護保険特別会計当初予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第31号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第31号 平成22年度与謝野町介護保険特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第6 議案第32号 平成22年度与謝野町土地取得特別会計当初予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第32号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第32号 平成22年度与謝野町土地取得特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第7 議案第33号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計当初予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。
野村議員。

1 番(野村生八) 国民健康保険特別会計の22年度当初予算について質問いたします。事業勘定について2点質問いたします。
まず、22年度の運営見込みについて保健課長に質問します。
一般質問で指摘しましたように、国からの交付金等々が約半分減る、一方で後期高齢者医療制度なりいろんな制度が毎年のように変わっていく中で、急激に国保会計が全国的に悪化している、加えて国民の暮らしの破壊、あるいは派遣労働等不安定雇用、そういうことの拡大の中で、そういう低所得者層が国保に流れ込むという事態の中で悪化しているという事態があると思って

います。そういう中で、近辺でも国保税の引き上げが、しかも大幅な引き上げが相次いでいます。

当与謝野町では、21年度の先日の補正でも当初の予算から大幅に基金の繰り入れをして、いわゆる帳じりを合わせるという形にせざるを得ないという状況になりました。その後、特特が入るといったことがあったように先日お聞きしましたが、それを含めてもやはり厳しいということはこういう事態の中であるだろうと思っています。この22年度をどういう形で運営されようと今の時点で考えておられるのかお聞きいたします。

議 長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 野村議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のように、21年度決算見込みを立ててみますときに、3月補正でお認めいただきましたように大変厳しい状態が続いておりまして、21年度決算見込みでは基金の繰り入れが1億5,200万というふうなことでございます。現在、基金残高として2億9,300万ほどあるんですが、約半分を投入するというふうな状況でございます。それで、まだ21年度の数値として国の方からいただけてない数値もございまして、それによりましてはさらなる基金投入もあるのかなというふうな状況でございます。

そういった中で、22年度の当初予算につきましては、町長の提案説明にもございましたように骨格予算というふうなことで組ませていただいております。

このような状況の中で、22年度賦課に当たりましての課税資料が揃いました段階、さらには4月に入りまして22年度の国からの数値も届いてまいるというふうなことから、賦課に当たりまして22年度の運営はどうしていくんだというふうな判断できる材料が揃った段階で、判断資料を的確にそろえまして、賦課に当たりまして協議を進めてまいりたいというふうな、現時点ではそういうような状況でございます。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） ほかの町では、もう基金がゼロ、あるいはマイナスになっているという事態もあるように聞いていますが、当町ではまだ今の時点で1億4,000万、22年度で3,300万の予定をされてますので、約1億円残るわけですね。まだわからない部分が残されているという、そういうのがわかった後判断するという答弁でしたが、これだけの基金、通常であれば必要だということはわかるんですけども、これだけ厳しい中で、しかも勤めておられる方も暮らしは大変なんですけども、その方に比べてもこの国保税というのは、指摘しましたように倍近い負担になっているという、こういう実態、国保に入っている方が一番弱い世帯を対象にしているという、こういう実態を考えても、苦しい運営ではあっても、この経済状況の中、どういう形の資料が出てきても少なくとも国保税を引き上げるといふ、こういうことは避けるという、この形の基本姿勢が必要ではないかというふうに思っています。これについて、課長では無理かもわかりませんが、町長でしょうか、ご答弁をいただきたいと思っております。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階では、先ほど課長が答弁しましたような状態でございますけれども、いずれにしても国の方のそういう施策ということがございますけれども、ある時期、それが22年になるのかということは別として、当座国保税を上げていかざるを得ない状況というのは、そこまで来るといふふうに私自身は思っております。そういう中で避けられるかどうか、

それについては非常に厳しい状況だというふうな認識でおります。上げたくななくても、上げざるを得ないという状況だというふうに理解しております。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 政権が変わって、国の交付金等々が22年の国の予算の中で減るという、そういう流れはとまって、辛うじてそれはとまったわけですが、新しい政権もこの国からの負担についてはふやす必要があるということも言われていたわけですが、現実には40億円ふえただけなんです、国保への国の出すお金がね。ですから、ほとんどこれでは今の深刻な事態は、全国の、改善しないというふうに思われます。やはり国の負担をもとに戻していくことなしに、町の努力だけでは、それはやっぱり言われるように限度があるというふうにも思います。しかし一方、町としてもできるだけ上げないとともに、できたら下げるといふ、いろんな国からの経済対策のお金もおりてくるわけですが、それらがもし使えるのであればこういうところにも使っても、町民の懐を温めていくこと自身が経済対策だと、景気をよくするというふうにも思っていますし、あらゆる努力を上げない、あるいは引き下げるためのあらゆる関係等を含めた、あらゆる努力をしていただきたいというふうに思っていますが、再度お考えをお聞きします。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階でそうするとはよう申し上げられませんが、そういう方向性は十分検討していく必要があるかというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 次の質問に入ります。

一般質問で国保の一部負担金の減免を取り上げました。いわゆる病院に行ったときに必要な治療費を減免する制度が、制度としてはあると。しかし、現実には全く利用がされてない、眠ったままの社会資源というふうになっています。この問題について、朝日新聞に「迫る病魔、医療費なし」という大見出しで先日記事が載りました。これによりますと、いわゆる国としてもこういう問題を今検討をしているということになっています。指摘しました京丹後市でモデル事業がされているということを言いましたが、これは国としてやっておられるということがこの記事から推察できます。国として、今のこういう経済状況の中で、病院に行かなければならないけども、行く治療費がない、したがって我慢しておると。これは、もう一方で、保険証がもらえないために病院に行けない、行くと10割払わなければならない。与謝野町では保険証の取り上げはされてませんが、全国的には取り上げている自治体もあります。そういう自治体の中では、保険証がないために病院に行かず亡くなったという事例まで生まれている。これほどやはり、ずっと続いてきた社会保障の削減が、国民の命を追い込んできたという実態の中で、今新しい政権がこういう問題にも取り組んでいるということが明らかだというふうに思っています。

この中で、これは財政的な国の裏打ちがないわけですね。もしこれを実施すれば、町の財政でやらなければならないという、ここが一番大きなネックといえますか、町としては困難があるというふうになっておるわけですが、厚労省の国保課ということで書いてあるのは、こういう制度自体が恒常的な貧困層を想定してこなかったため、市町村の多くも減免の運用には消極的だったと。払えない人を救済するには、一定のルールが必要というふうに書かれて、国としてもこういうルールに対して財源も含めて今検討する必要があるというふうな見解を出されています。やは

りこういう事態の中で町として、一般質問のときにも答弁いただきましたけども、改めてこういう流れになっているわけですから、国としてこういう問題にきちっと対応していただくようなことを求めていくと同時に、町としても実効ある事業にするということが必要だろうと思っています。

保健課長に、こういう問題についてその後の調査もされたように聞いていますし、改めて現状等々お聞きします。

この中で言われてるのは、全国的にも1%になってないと、利用されてる方が、というふうなことも書かれています。よろしくをお願いします。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 野村議員ご質問の一部負担金減免についてでございます。

先の一般質問でも町長から答弁がございましたように、現制度におきましては、低所得者の方に対します、これ以上補完する制度ではないというふうなことでございます。その一般質問の中で、モデル事業ということで京丹後市のお話を野村議員の方からしていただきまして、それについて京丹後市に確認いたしますと、このモデル事業について、先ほどのお話にもありましたように、国のモデル事業に乗る形で京丹後市が一部負担金減免に取り組みましたというふうなことでございます。その負担金減免につきましても、災害とか病気とか、そういう一時的な所得の落ち込みに対して負担金の減免をさせていただくというふうなことで、現制度で与謝野町は、この前の一般質問でも申し上げました内規として既に持っております制度に取り組んでおられるというふうなことでございまして、それに一步踏み出した形での減免制度ではないようでございます。それにつきましても、京丹後市でもただいまのところ実績はゼロというふうにお聞きしております。与謝野町につきましても、現制度の中では実績はゼロでございます。

そういった中で、現制度の中で税の減免にありましても、一部負担金減免も含めまして、今のこの制度の中で個々の世帯の状況を見ながら判断させていただきたいというふうに思っておりますので、現状といいますか、申請ということになりますので、対象者と思われる方につきましては、具体的に保健課で相談に乗らせていただいて、現制度の中でどのようなことができるのかというふうなことを丁寧といいますか、親身になって相談に乗らせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 今言っていただきましたように、実際のその方の暮らしの中身をしっかりとお聞きいただいて、そういう暮らしの中で医療に行けるという、そのために必要な手だてをぜひとっていただく、これしかなければ、これで医療に行っていただくという形でぜひお願いしたいと思います。

そういう意味では、生活保護基準以下という形になっているわけですが、内規で、生活保護の基準にしても、例えば医療費を毎月1万円払っていけば、それを含めて生活保護基準に適応になるかどうかの判定がされるわけですね。もちろん暮らしの中身を見れば、もうそれは当たり前のことで、いわゆる収入が何ぼ以下でないと対象にならないという、こういう機械的な対応でない形でぜひご努力をいただきたいというふうに思います。

そういう努力の中で、さらに先ほど言いましたように、国保会計の中でしか財源がないという

今の自体ですから、国保会計全体に悪影響が及ぶようなところになった場合には、それはまた新しい対応を考える必要があると思いますが、現状では全くゼロなわけですから、暮らしを支える大切な事業としてまず始めるということが大事だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長に最後に、今国としてこういう制度の必要性を考えて、モデル事業まで始めていますので、ぜひこの財源をしっかりと、40億円しかふえていないという事態の中で、こういう問題について真っ先に財源確保していただくように声を上げていただきたいと思いますので、このことをお聞きいたします。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、本当にこういう脆弱な町はとてこれに対応していくということではできない状況でございますし、とりわけ国保の加入者の多い町にとっては、これはもう町を直撃する内容でございます。そうした意味で、大いに声を上げ、近隣とも力を合わせて国へ、あるいは府へ届けるそういう要望をしっかりと努めていきたいというふうに思います。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第33 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第34 平成22年度与謝野町老人保健特別会計当初予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第34 平成22年度与謝野町老人保健特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第35号 平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計当初予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

野村議員。

1 番(野村生八) それでは、後期高齢者医療保険の特別会計について質問します。

まずはじめに、一般質問でも指摘しましたが、4月1日から保険料が変わることになっていますが、これについて与謝野町のどういうふうになるのかお聞きします。保健課長、お願いします。

議長(森本敏軌) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) 野村議員ご質問の後期高齢者医療制度の保険料についてでございます。

平成20年度からスタートいたしました後期高齢者医療保険でございますが、3年目ということでございまして、法律に基づきまして不均一保険料の地域も含めまして上昇と、保険料アップといえますか、検討されたというふうなことで改定がされております。

その中で、広域連合からいただいております数値によりまして、京都府下の保険料率の変更につきましては、21年度までが均等割額4万5,110円でありましたのが、22、23年度で4万4,410円ということで700円の減額となっております。

所得割率につきましては、20年度、21年度現在が8.29%が22、23年度で8.68%で、0.39%のアップということでございます。それに基づきまして、1人当たりの保険料を算出いたしますと、7割、5割、2割の軽減適用後でございますが、21年度の保険料の額が21年度では7万665円が22年度で7万969円ということで304円、0.4%のアップということでございます。

その中で、医療費の地域格差によりまして不均一の保険料率が設定されておまして、府内で7市町でございます。その中で与謝野町におきましては、現在の20、21年度の均等割額が3万7,320円、それが22、23年度では3万9,300円と1,980円のアップでございます。それから、所得割率でございますが20、21年度が6.86%で、22、23年度が7.69%で0.8%の上昇ということでございます。その率を掛けまして、与謝野町の1人当たりの保険料の額を算出いたしますと、21年度で3万926円、22年度が3万2,490円で、比較いたしますと1,564円、5.1%の上昇ということでございます。

以上です。

議長(森本敏軌) 野村議員。

1 番(野村生八) 後期高齢者の医療制度については、国民の多くが廃止を求めています。したがって、この会計をなくすことが今求められているというふうに理解をしています。

民主党政権がその前に政権をとれば、この後期高齢者医療制度は廃止するということを明言をしていました。しかし、これが政権になってから4年後に先送りをされました。しかも、先日新聞に新しい制度を検討するということで検討されている内容が出ましたが、その内容を見ますと、今まで75歳で一たん全員国保に戻すということで後期高齢者医療制度はなくすということではありますが、75歳で医療に格差、差別をつけるという多くの批判が集中した内容で言えば、75歳を65歳に引き下げて、65歳から別立ての医療体制にするという、こういう内容になっていまして、とても国民が理解できるような内容ではないというふうに思っています。やはり、新しい政権に託した国民の願い、年齢で医療を差別しない、負担をふやさない、こういう方向でぜひ取り組んでいただく必要があるのではないかとこのように思っています。

そして、問題は4年先送りしましたので、4月から引き上げをしないように国として財政措置をするというふうに当初言っていましたが、これが全くされませんでした。結果、今言われたように本来であればもっと引き上がるのところを、各都道府県が持っていた基金を使って先ほどぐらゐの引き上げに抑えたという状況です。これはやはり、国が公約をした内容を、国の都合で4年間先送りするわけですから、少なくとも保険料を引き上げないという手だては国としてとっていただく必要があるというふうに思っています。こういう問題について、ぜひ先ほどの問題と同じように国に対して意見を述べていただきたいというふうに思っていますが、この点についての町長のお考えをお聞きします。

それから、もう1点は、不均一な保険料の問題です。これについては当議会でも制度が始まる以前にかなり議論がされて、この問題をこういう形に永久にしないような形での、いわゆるきちっとその地域の医療を受けている実態に基づいた保険料を払うという形を残していただくということでの意見書も出したというふうに思っています。しかし現実には、それは全く取り入れられずに、最初の見直しでこの不均一課税の是正の問題で、この与謝野町がかなりの保険料のアップになると。それがなければ、そんなに大きな基金取り崩しで全国的な状況と同じように、そんなに大きな引き上げにはならないわけですが、この不均一課税の縮小のためにこれだけの引き上げになるというふうなことで、やはり大きな町の被保険者にとっては大きな問題が残されているというふうに思っています。こういう問題についても、やはりこういう問題は解決のしようがないわけですから、こういうやり方はなくすということ以外には現時点ではないのではないかとこのように思っています。これらの問題について、町長のお考えをお聞きをしておきます。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 野村議員さんのおっしゃるように、この議会でもこの不均一課税の縮小ということ意見を意見書として出させていただきましたし、当時からもそのことによって非常に、この与謝野町あたりは非常に増税になるというような論議がされまして、議会の皆さんとともにそういう意見書を出させていただきましたが、現実にはそうはならなかったというのが今の現状だというふうに思っております。これらにつきましても、粘り強く要望を重ねていくという方法しかないかなというふうに思っております。そういう形ではありますけれども、また議員の皆さんとともにそうした訴えができるようなことができればと思いますし、またこれらについても粘り強く申し上げていきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） これは今年度だけで、不均一課税は終わりではなくて、今後さらに続いていって、もう将来的、全体でいえば約1万円近い引き上げになるんでしょうかね、これだけです、本当に大きな問題です。一刻も早くこういう制度をやめて、いつでも、だれでも、どこでも年齢等々関係なく、同じような形で医療が受けられ、そして払える保険料、そういう体制にしていく必要があると思っています。今後ともぜひそういう立場でご努力いただきたいということを指摘して、質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第35号 平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10号 議案第36号 平成22年度与謝野町財産区特別会計当初予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第36号 平成22年度与謝野町財産区特別会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11号 議案第37号 平成22年度与謝野町水道事業会計当初予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

糸井議員。

1 0 番（糸井満雄） 2点ばかり質問をさせていただきます。

水道事業会計の資料をいただいておりますけれども、この中でいわゆる1立米当たりの供給単価と給水原価表があります。これを見ておきますと、給水原価の中で過去3年間を見ますと、年々減少傾向にあるわけです。原価が減少しておる、減っておるということですが、22年度の見込みが急に上がっておりますけれども、その辺の原因は何でしょう。お尋ねしておきます。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 糸井議員のご質問にお答えします。

今、ご指摘がありましたように議案資料の2ページでございますが、給水原価につきまして22年度が21年度と比較しまして上がっております。これにつきましては、まずは蛇谷の浚渫、あるいは22年度からは次亜塩素生成装置をやめまして、通常の次亜塩素の注入という形になりますので、そのあたりの薬品費の増加ということになると思います。

以上です。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

1 0 番（糸井満雄） わかりました。事業内容を見ると、余り特殊な事業がなかったものですから、何かこの3年間、単価を見た場合についての22年度の上がりちょっと不思議といいますか、異様に感じましたのでお尋ねをいたしました。了解をいたしました。

次にもう1点、簡単に質問させていただきますけれども、この収益的収入及び支出の関係の中で、これ説明を聞いたかもわかりませんが、私、聞き漏らしておりますので、もう一度説明していただきたいんですけども、その他営業収益の中の他会計負担金が423万円ですか、これ一般会計から負担金として計上されております。なお、他会計補助金として70万の計上がありますけれども、この二つについての説明をお願いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

予算書の571ページですが、第1款の水道事業収益、第3目その他の営業収益の欄の第5節他会計負担金423万円だと思っておりますが、これにつきましては、蛇谷の浚渫工事につきまして一般会計から負担金をいただいております。この金額が423万円でございます。といいますのは、蛇谷の浚渫につきましては、水道で取水をしていることもありますが、また別に農業用水として使われているという部分もございますので、一般会計と折半するというような形で受け入れております。

それから、その下になります営業外収益の第4目他会計補助金ということで、第6節に70万円受け入れをさせていただいております。これにつきましては、子ども手当と児童手当の分でございます。

以上です。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

1 0 番（糸井満雄） 子ども手当は一般会計で一たん受けておいて、経理処理としては、そして特別会

計に繰り出すと、こういう仕組みなんですわ。

それから、この蛇谷の件ですけども、いうたら一般会計との割り勘ということになるかと思うんですけども、これ一本にならんもんなんでしょうか。例えば、農業用水、農業事業の方で計上するとか、あるいは水道会計の方で計上するとか、できたら一般会計の中で、農業用水の中で計上するとか、そういうことに、折半の何か割合があるんでしょうか。その辺のことも含めてもう一度考え方を説明していただきたい。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

合併前の旧町時代、岩滝町時代につきましては、この蛇谷の浚渫につきましてすべて水道事業会計の方でみておったという経過がございます。しかしながら、実際に水道事業と申しますのは、ご承知のように公営企業でやっておりますので、できるだけ負担を軽くしたいという思いがございました。その中で、やはり農業用水として使われている部分というのは、水利権もございまして、やはり重要であろうということからそれぞれ、これは金額的には実際に浚渫を行います場合に、取水をほかのところから取ります。その関係で、仮設をして取水をしますので、その部分については水道事業の方でもっています、その他の実際の浚渫部分については2分の1ずつという形をさせていただいています。

今ご指摘のように、一本にならんのかということですが、やはり双方に兼ね合いがございまして、ここはちょっと紛らわしいかとは思いますが、2分の1ずつの経費負担ということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

- 10番（糸井満雄） 水道会計も赤字計上になっておりますので、課長が言われるように負担を少しでも軽くするという事は私は理解はできるわけですし、できるだけそういうふうな、できたら一般会計の方にすべて浚渫工事900万ももっていただいたら、なお水道会計が楽になると、こういうふうな思うわけですけども、それとやっぱりこういう他会計からの負担金となってきますと、一般会計の中でも申しあげましたように、制限があるわけですよ。やっぱり公益企業だとか、あるいは地方財政法にどうしてもひっかかってくるわけです。答弁の中でも、企画財政課長もこれは一般財源ではありませんよと、これは国からおりてきた金だから、一般財源ではなしに特別会計の方にも振り出してもいいんですよと、そういうふうな説明もあったわけです。私はそういうことで理解はしておるわけですけども、どうもやっぱりほとんど一般財源からこれ繰り出されとるわけですから、そういうことでひっかかりが生じてくるというふうな思っております。だから、そういう処理がいいのかどうか、私は専門家ではございませんのでわかりません。ですけども、やっぱりこういう処理はできたら一本化にさせていただきたくないな、できんもんかなというふうな思うわけですけども、その辺は企画財政課長、いかがでしょう。そういう処置ができるものかどうか。それはやっぱり割り勘で、農林関係の処理と水道会計の処理にせざるを得ないものだろうか、その辺はいかがなんでしょう。企画財政の方として、財政担当としていかがなものがお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

それぞれが利用し合っているということをごさしまして、同じ一般会計同士の中でしたら、お金の融通のし合いということはあるわけですが、どちらかの方に一本に組むわけですが、企業会計と一般会計と分かれていると、それが両方利益を被っているということであれば、それは割り勘で払っていただくというのが原則だろうというふうに思っております。思っておりますけれども、そういうご指摘もございましたし、翌年度に向けてどのようにするのが一番わかりやすいのか、一度研究をさせていただきたいというふうに思います。

10番（糸井満雄） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第37号 平成22年度与謝野町水道事業会計当初予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12 議案第38号 与謝野町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第38号 与謝野町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13 議案第39号 大内峠一字観公園の指定管理者の名称等の変更についてを

議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第39号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第39号 大内峠一字観公園の指定管理者の名称等の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14 議案第40号 野田川森林公園の指定管理者の名称等の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第40号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第40号 野田川森林公園の指定管理者の名称等の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15 議案第41号 滝財産区有財産の交換についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

井田議員。

9番(井田義之) 交換をされて、びしっと整備をされるというのは大変結構なことだというふうに思っております。ただ、提案説明それこそ終わって、そこで私が聞き逃しとるかもわからないのですけれども、この図面でどことどこをどういうように交換されるのか、ちょっと再度説明を求

めたいと思います。

議 長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 議案資料に図面をつけております。3ページをお開きください。

それで、道の駅付近に網伏せになっております部分を書いてありますように、日本冶金工業株式会社さんの土地でございまして、それ以外のその周りの白抜きの部分は、滝財産区の所有ということで伺っております。

それで、今回この土地、それからその右側の方にも網伏せになっております、点在しております日本冶金さんの土地も含めまして整理をするということでございまして、この交換地面積というのが四角に図面括ってありますけれども、この四角からはみ出ております日本冶金さんの土地をこの四角の中の白い部分に持ってきてまして、そしてこの網伏せの部分、その四角から出ております網伏せの部分滝財産区に交換をします。中段に四角い部分がございます。これは、網伏せの部分も含めて、真ん中辺を通して四角にしております。それで、この四角の中をすべて日本冶金工業の土地にしたいということで、四角の中の白い部分と、それから四角以外の日本冶金の点在しておる土地も含めてとの等価交換ということでございます。

議 長（森本敏軌） 休憩します。

（休憩 午前11時43分）

（再開 午前11時45分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

井田議員。

9 番（井田義之） 今、説明を聞いてわかりました。ただ、私の思いがいわゆる滝区のグラウンドゴルフ場にされとる部分、その部分を滝の財産区にされるのかなど、全部をとという思いでおりましたのでわからなかったんですけども、その中でも日本冶金の土地を入れると、入った中で供用をするというようなことで理解をさせていただいたらわかりましたので、これをもって質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第41 滝財産区有財産の交換については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16 議案第42号 町道路線の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第42号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第42 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。
ここで、暫時休憩します。
午後1時30分再開します。

(休憩 午前11時48分)

(再開 午後 1時30分)

議 長(森本敏軌) 休憩を閉じ、会議を再開します。
ここで、吉田水道課長から答弁の申し出がありますので受けたいと思います。
吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) 貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。

午前中の水道事業会計の当初予算の審議の中で、糸井議員からのご質問の給水原価が高くなっている原因につきまして、私、その答弁の中で蛇谷の浚渫工事と次亜塩素の薬品代によるものというふうに申し上げました。次亜塩素の薬品代につきましては確かに上がっておりますが、保守点検の方でその分安くなっておりまして相殺されております。したがって、正しくは蛇谷の浚渫工事、それから配水池点検清掃委託料、それから消費税の納付額が22年度予算、骨格予算になっておりまして事業を上げておりませんので、その納付額が一時的に膨れ上がっているものでございまして、訂正し、おわび申し上げます。どうも済みませんでした。

議 長(森本敏軌) ここで、ご報告申し上げます。
次からの43号から45号の議案に対し、企画財政課の植田課長補佐、谷口係長に出席をいただき、答弁を許可したいと思いますのでご報告を申し上げます。

次に、日程第17 議案第43号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第43号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第43号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第18 議案第44号 与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第44号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。
よって、議案第44号 与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第19 議案第45号 与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。
井田議員。

9 番(井田義之) それでは、議案第45号について質問させていただきます。
せっかく説明員の応援団がみえておるんですけども、私、ちょっとそっちの方は質問することがなかなか難しいので、ほかのところの質問をさせていただきたいというふうに思います。
44号では、条件付一般競争入札という従来には余り聞かないというような言葉、それから特にこの45号については随契になっております。随契のことなんですけれども、随意契約について、うちの与謝野町の決まりはどういうようになっておるのかなということです。一応、地方公共団体の法律の中では、いわゆる随契については金額的には130万円以下とか、いろいろな条件があります。この金額の大きな金額については、またそれなりに特例等があるんだろうという

ふうには思うんですけども、これについて我が町の随契にする条件というのがあればお聞かせ
願いたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

与謝野町の財務規則によりますと、随意契約に付することができる契約金額が130万円以下
ということですが、その財務規則以外にいわゆる地方自治法施行令で定める随意契約の
条件に適合するならば、随意契約をすることができるということですが。その中で随意契
約ができるという中で、地方自治法施行令167条の第1項、第6号が競争入札に付することが
不利なものと認められる事業については、これは随意契約を認めておるということですが。
今回の随意契約の理由といたしましては、補助金を申請いたしておりますが、総務省にその書類
を出す中で随意契約のいわゆる条件に当てはまるものとして認めていただいておりますが、今
申しあげましたことですが。

今回は、センター設備系工事でございます、この3億何ぼの工事はセンター設備系の工事
でございます。これは平成20年度工事と同一構内、いわゆるCATVセンターでの同時期による
施行となります。センター系の部分につきましては、現に契約履行中の請負人以外のものに履行
させることは管理経費等の重複による経費面、システム保障等の責任分解点の困難性、平成
20年度引き渡し前での平成20年度工事着手による施工管理の困難性が思慮され、当町には不
利となると判断しているということで、この地方自治法施行令167条の2、第1項、第6号の
規定を根拠として随意契約をさせていただいたということですが。

それでご理解いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 第1項、第6号ということですが、この場合に一応随意契約の条件として
は緊急で、一つには目的が競争入札に適さないだとか、それから緊急の必要により競争入札に付
すことができないとか、競争入札に付すことが不利な場合、それから時価に比較して著しく有利
な価格で契約が締結できるとか、競争入札に付し入札者がいないときとかいうようないろんな条件
があるわけですが、今回の場合にはどれに当てはまるのか。そして、例えば有利な場合と
か、いわゆる競争入札にかかるよりも安く、町として有利な条件であったとかいうようないろん
なことがあるんだろうと思うんですが、その条件のどれに当てはまるのか。それから、町とし
ては、競争入札にかかるよりも幾らぐらいのメリットが、大体競争入札にかかるよりも今回のこ
の随契にすることにおいて、何千万とか有利であるというようなことを選定されてされたのかど
うか。それから、もしそれを選定されたとしたら、一応町としてのいわゆる最低価格の設定、大
体これぐらいで最低価格を設定して、それでこういう金額で締結をされたということがあればお
聞かせ願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

競争入札に付することが不利と認められるときと、そういうところがございますね。それを適
用させていただいたということですが。

それから、一応先ほども申しあげましたけれども、いわゆる現在契約して履行中の請負人以外

のものに履行させることは、管理経費等の重複によるいわゆる経費面、それからシステム保障等の責任分解点の困難性、いわゆるスタジオ設備でございますので、時には故障することもあり得ます。しかし、どこが故障したのかと、どれが原因なのかという特定をするときに、果たしてどちらの業者が責任を持つのか、いわゆる責任分解点の困難性と、そういったところから競争入札に付することが不利と認められるというふうに判断をいたしました。

それから、もちろんこれも随意契約といえども設計をし、予定価格を出し、最低制限価格を設定して数社から見積もりを徴収しております。今回のエクシオさんとの契約につきましては、町で設定をしております最低制限価格で随意契約を結ぶということになっております。したがって、仮にこれを指名競争入札とか一般競争入札にいたしましても、この金額以外に落ちないと、最低制限価格でとっておるわけですから、それよりは落ちないということでございますので、随意契約につきましてご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 普通、随契の場合でも相見積もりをとるとかというのが一般的には行われて、そういう中でいろいろな条件の中で随意契約を結ばれると。今回、数社からそういう相見積もりもとっておるということなんですけれども、その分についての資料の公表というのはできるんですか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） それの資料の公表については、現在与謝野町ではやっていないということでございます。ただ、どこからとったということは別に差し支えないと思いますので、それは申し上げてもいいんじゃないかというふうに思います。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） それと、結局大体すべてが有線テレビに関連したような工事なので、これちょっとさっきの議案44号との関係もあるんですけれども、44号については、内容的にはこれ見ますと、細かい内容はわからんですけれども、工事の内容的にはよう似たような内容もあるわけですね。これは、44号については条件付一般競争入札ということでやられたと、45号については随契でやられたという、その辺の、そのところの何か根拠わかりやすく、44号は条件付きの競争入札にした方が町としてメリットがあったと、45号については、先ほど言われたようにいろいろな維持管理の問題やとか、金額的にももうこれ以上下がらないということを判断されたということなんですけれども、この二つの違い、相違点はどこにあったのかお願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

第44号の地域情報通信基盤整備線路設備と申し上げておりますのが、いわゆるスタジオから外の光ファイバーを敷設する工事ということでございます。ですから、この部分はスタジオ部分と切り離して、入札をさせていただいても特に管理の困難性だとか、あるいは将来的にスタジオが傷んだ場合に分解点というのがどうだという問題点がございませんので、条件付一般競争入札をさせていただいたということでございます。

それから、スタジオ設備を随意契約にさせていただきましたのは、先ほどから説明をさせていただいておりますように管理経費の重複ですとか、それから責任分解点の困難性、それらの理由によりまして随意契約とさせていただいたということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 議長のお許しをいただいて、その44号と45号との関連もありますので、両方聞かせていただいとることをお許し願いたいと思うんですが、45号については、先ほどかなり多くの8社とか9社とかいうような見積もりも云々ということを言われました。この44号については条件付競争入札ということで、何社に指名をされて、2社だけがこの参考資料の中に上がっておるわけですね。これはどういう意味なのかお願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

議案第44号につきましては、条件付一般競争入札をやらせていただいたと。いわゆるうちの指名願いが出ているそういう業者がございますので、まずそこに登録されていることが条件ですよ。それから、条件でございますので、指名業者のうち、公告の日における最新の経営規模と評価結果通知書・総合評定通知書の電気通信の総合評定値が1,300点以上を有する業者であることとか、いろんな条件をつけまして、それに当てはまる業者は立候補してくださいと、届出してくださいということございまして、その条件を付して募集して、いわゆる条件付入札に応募されたのが2社であったということございまして、その2社で入札をさせていただいたということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 大体、内容についてはわかりました。

それで、副町長にお尋ねするんですが、先ほど企画財政課長の方から地方自治法の施行令に沿って実施をしたということなんですが、いわゆる随契というのは先ほど言いましたように工事、または製造の請負については130万円以下という中で、今回大きな金額が随意契約とされた。それについて、いわゆる地方自治法の施行令は施行令として、町としての規約というのか、施行規則みたいなものをつくって、それでこういうときには、例えば町長の判断によるのかというのが私はあってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点については考え方としてはどうなんでしょうか。

議長（森本敏軌） 休憩します。

（休憩 午後1時48分）

（再開 午後2時05分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑を続行します。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。貴重な時間をいただきまして申しわけございません。

ありがとうございます。

井田議員さんのご質問ですが、町としてもう少しはっきりとした基準を設けたらどうかという趣旨だと思うんですが、一部お答えが繰り返しになるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、随意契約につきましては、先ほど来からお答えしてますように地方自治法施行令の第167条の2、第1項で具体的にこういった場合、こういった場合ということで1号から9号ま

で例示がなされております。そして、今回お願いしてあります案件につきましては、そのうち6号の競争入札に付することが不利と認められるときを適用しております。

それで、町独自で基準をというお話でございますが、先ほど議員もおっしゃいました130万という金額を申し上げますと、これはこの地方自治法施行令167条の2、第1項の第1号で、途中を飛ばしますけれども、売買、貸借、請負、その他の契約で途中を飛ばしますが、予定価格が、地方自治法施行令の別表ですが、別表5に掲げる契約の種類に応じて、同じ表の下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときということで、第1号で地方公共団体の規則、与謝野町で申し上げますと財務規則なんです、規則で定める枠を超えない範囲を市町村で規則の中で決めまして、それにつきましては随意契約ができますということで、その金額が130万円であるわけです。今の地方自治法施行令167条の2、第1項で申し上げますと、本町の場合は与謝野町の財務規則第119号でうたっております。その中で、例えば工事、または製造の請負でありますれば限度額130万、財産の改善にあつては80万円を限度額とするということでもあります。繰り返しになりますけれども、あくまでも財務規則で定められる範囲は、地方自治法の施行令で制限をされておりますので、その範囲内については定められますけれども、基本の上位の方が地方自治法であり、地方自治法施行令でありますので、それを逸脱した定め方はすることができないということでもあります。

ちょっとわかりにくくご説明になったかもしれませんが、以上でお答えとさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、副町長から説明を受けた範囲については、私も一定の理解はいたしております。その上で、質問をさせていただくということなんです。といいますのは、どういうことかといいますと、今回3億8,400万の随意契約がなされたわけですね。それで、国会等でもいろいろと随意契約、工事請負契約についての問題というのか、私はそんな疑いたくはないんですけども、いろいろと疑った中での議論がなされておるという現状があるわけですね。そういう中で今回いろんな事情、今企画財政課長からも説明がありました。そのことについては、ある程度理解ができるわけですけども、この随意契約をすることにおいて、一定のルールというのがあってもいいんじゃないかなということ、町の方の整理をしていただきたいなということを申し上げました。これは課題として、私はまた検討していただいたらありがたいというふうに思います。

最後にちょっと一つお尋ねいたします。

これの随意契約をする、随意契約にもっていきますという書類については、町長が最終的には判を押されておるということで理解しておいたらいいでしょうか。現実をお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりでございます。

それと、いろいろとルールを定めたらいいということですけども、それらのことを検討しますのが指名委員会でございます、その中で町長の裁量ではなしに、きちっとルールにのっとった中で根拠をきちんと示せるように指名委員会の中で検討し、上げてきたというものというふうに判断しております。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、町長が言われる指名委員会の中で、当然私は整理されとると思ったんですけども、副町長の答弁がちょっとまどろっこしかったので、その辺も心配をいたしております。そういうことがすらすらと答弁できるように、やっぱり一定の議論をしていただいて、この場に提案をしていただくことを今後において望んでおきたいというふうに思います。

最後に、いつもこういう工事が出ると、そのことが是か非かいうことは別問題としまして、地元業者云々の問題が出ます。この工事についても、地元も方々がやれる部分が幾らかでもあるのかどうか、その点について最後にお尋ねをしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず、センター設備系の今議案になっております関係におきましては、センター設備と、それから一番末端になりますV—ONUを取りつけてFM告知を引くと、これがセットで随意契約でございますので、引き続きV—ONUを設置してFM告知をひっぱっていくということについて、元請業者に地元業者の活用をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

それから、線路設備の関係でございますけれども、この前、まだ余り詳しくお知らせしておりませんが、パナソニックさんが落札をされたときに若干お話をしまして、地元業者の活用についてよろしくお願ひしたいということは申し上げておきました。光ファイバーを引くわけでございますので、今回の拡張地域でもいわゆる地元JVがそれを下請をしたという経験もありますし、それからそういった下請業務も可能かなというふうに思っております。金額でまとまるかどうかということは別の話にしまして。

それからもう一つは、今度はFTTHにかえますので、方式を、加悦地域のインターネットのいわゆる今までの線をかえてもらおうかと。それは地元業者にお願ひしたいというふうに思っておりますし、それからテレビの配線そのものは現在の配線で使えるわけですが、いわゆるV—ONUにかえますので、そこへのテレビの配線がえ、そういった仕事も出てまいります。そういったことで、どの程度の金額になるかわかりませんが、できるだけ地元業者に還元していただくような格好で元請業者にはお願ひをしまいたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほどは、井田議員からもう少し勉強をするようにというご指摘をいただきました。少しだけ言いわけをさせていただきますと、先ほど町長も申し上げましたように、この案件、指名委員会の中で十分議論はさせていただきました。そのときには、地方自治法施行令の167条の2、第1項の第6号を適用して随意契約とすべきだと、だとなれば、その理由は先ほど来企画財政課長が申し上げておりますとおり、関連の経費が割高になるであるとか、あるいはトラブルったときに責任分解点がわかりにくいとか、幾つかの理由を挙げて第6号を適用して随意契約としようということを決意いたしております。議員が言われましたように、130万の第1号、地方自治法施行令の第1号を適用しての議論は頭からもう対象外でございますので、議論はしておりません。そういった中で、先ほどそもそも論のお話を、問題提起をいただきました。ちょっと私もうろたえましたが、改めて勉強させていただきますので、今後の糧とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 済みません。先ほど最後と言いましたけど、もう一つ。

これ、工期は3月31日、どうせ全然間に合わないということで、繰越明許だろうと思うんですけども、大体いつごろの最終工期は予定をされておるのか。また、今の現状の中で、各家庭への配線がありますね。その部分について、今現状どこまで進んでおって、次4月1日には申し込みのあった分が全戸確実にいけるのかどうか、その点だけお尋ねをしておきます。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

一応工期が平成22年3月31日になっておりますが、現在国に繰越承認申請中でございまして、前回の工事と同じように工期変更を行いたいと思っております。工期といたしましては、2段階ぐらいに分けるかもわかりませんが、最終的には平成23年3月31日ということで整理をさせていただきたいと思っております。

それから、現在の拡張地域の状況でございまして、電気店さんが室内の工事を終えて、切りかえ工事が終了して、既にテレビが視聴できる家庭が1,267件あるようでございます。それから、まだ切りかえが済んでないけれども電気工事店さんが切りかえ工事さえすればテレビが見れるという件数が2,102件ということでございます。

そこで、3月31日まではすべてできるかという問題になってくるわけでございますけれども、提案説明のときにも申し上げましたけれども、大体1,000件程度は残りそうだとということでございまして、ご承知のように平成20年度の予算を21年度に繰越明許した予算でございまして、それをさらに繰越明許するということはできません。できませんが、事故繰越しということではできるようでございますので、3月31日に1,000件程度は事故繰越しをさせていただいて、工事の絶えることのないように、できるだけ早い時期に皆さんに視聴できるようにしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 地元の業者、工事屋さん大変だろうと思っておりますけれども、せいぜい早く町民のために頑張ってくださいようお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） 私はバーチャルスタジオについて質問をさせていただきます。

新しく今度スタジオをつくるのであって、バーチャルスタジオを取り入れるということになっておりますが、この左の図面にありますビデオスイッチャーのHVS600HS、上にクロマキーと書いてある、これがメーンの設備かなと思うんですが、放映というんですか、そのメーカーのものかと思うんですが、これを決めて入札、相見積もり等々にされたのか、こういう設備はいろんなところから出されていると思うんですが、ここを決めてじゃなくて、各社からバーチャルスタジオということでの見積もりで決定されていったのか、その辺の経過も含めてこのバーチャルスタジオについてのまず概要をお聞きします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

相見積もりの関係でございまして、一応このひな形を示して見積もりをとったというこ

とでございます。

バーチャルスタジオの概要ということでございます。なかなか私も苦手です。説明しにくいんですけども、コンピューターグラフィックを活用いたしまして、いわゆるいろんなスタジオができるということだというふうに聞いております。例えば、子供たちの感性により番組づくりをやっていこうと思えば、それに合った風景になり、スタジオの光景、そういったものが作り出せる。それから例えば、ちょっと私が頭が古いのでこんなこと言うんですけども、地域の皆さんにスタジオ公開しますよと、そしてそこであなたたちの作品を紹介してくださいと。例えば、じゃあ我々地域で水戸黄門をやろうというふうになってきますと、スイッチ一つで風景が出てくるだとか、そういったイメージでバーチャルスタジオが必要だろうというふうに思っていました。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） まず、機能の問題についてお聞きしたいんですが、この左上に図面があるわけですけど、この中の多分左側の網掛けのビデオカメラを除いたコンバータとかいう部分が今回の設備の対象かなというように思っているんですが、どの部分が予算化やられているのか、そういうことについてまずお聞きをいたします。

議 長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

予算化しておりますのは、網掛けをしている部分は予算化しておりません。書き方で網掛けしておりますが、その部分については予算化しておりません。それよりも右側の部分を予算化させていただいているということでございます。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） このビデオとコンバータを除くパソコンとかビデオスイッチャーコントローラーとか、そういう部分、ディレイラインとかいう部分だと思うんですが、パソコン等々も含めてバーチャルスタジオ、これ全部専用に使われるというふうに理解したらいいのでしょうか。

議 長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

コンピュータのソフトウェアといいますか、そういったものでございますので、ほかにも活用できるというふうに思いますが、今のところ専用で使わせていただきたいということでございます。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） こういう機器は日進月歩で、ちょっとすればいいものができるという状態になっているというふうに思います。そういう中で、この放映のシステムを決められたというのはどういう経過でされたのか。例えば、これには3Dというのが入ってないんですね。見せてもらっても、カタログ等を見ても余り見えないんですが、このバーチャルスタジオ等含めて3Dというのが今出てきてます。そういう分も含めてされたのか、とりわけこういうものは実際に使ってみないとわからん部分もあるんですけども、ほかのいろんなものと比較して、実際使ってみてこれがよいという形で決められたのか、経過についてお聞きします。

議 長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） まことに申しわけございませんが、谷口係長に答弁をさせていただきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 谷口係長。

企画財政係長（谷口義明） 失礼します。3Dのことにつきましては、今テレビで見れる3Dのことですね。それにつきましては、まだ技術的に売り出しかけられておると。テレビが今から普及してくるという話なんですけれども、それとは全然別で、このバーチャルスタジオというのは、今あるCATVセンターにあるスタジオをいろんな宇宙空間だとか、いろんな後ろのセットがない形で物があるように見せるためのものがございますので、日常に使えるということです。現在は、バーチャルスタジオではなしにクロマティというソフトを使って裏を抜いて風景が写っておるといふ形なんですけれども、バーチャルの方につきましては立体的に見えると、カメラをこう動かしても立体的に後ろの風景も動いてくるというふうに思っていたらなと思っております。

これを入れる主なことにつきましては、スタジオ設備も含めて町民の皆さんに使っていただきたいというのが本来の趣旨でございます。総務省の方につきましてもこういうやり方で町民の皆さんにつくっていただいて、映像もつくって、町民の皆さんの方にテレビで見れるという形にしていくことで町の活性化も図れるというふうなことで提案をしましたら、これはいいことだということで、優先順位が上がるということも含めまして取り組みをさせていただきたいなというふうにして提案をさせていただいております。

以上です。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 3D、今言われた実際に飛び出すとかいう意味ではもちろんないわけですが、例えばイメージ図がありますよね。これが今言われたいわゆる立体になって、実際に飛び出すのではなくて奥行きで奥に行けるという形でされるわけですね、いわゆる3Dというのはね。こういう柱がありますけど、柱の裏を通るとかいうことになってくるわけですね。そういうふうに対応されてるということで理解したらいいのかどうかということ、それからこのイメージ図はあるんですけども、そういうものであるならば、町民が持ち込むのは別にして、日常的に使われるこれをスタジオの部分等も、例えばソフトでつくるわけですよね。ソフトを使ってスタジオをつくるわけですよね、バーチャルスタジオを。そういう予算というのが当然入っておると思うんですが、まず全体の予算とビデオスイッチャーの金額、それからそういう仮想スタジオ、メインに仮想スタジオが使われるのかどうかということも含めて、もし使われるのであれば、それをつくるのに例えばどれぐらい要るのか、そういうことについてお聞きします。

議長（森本敏軌） 谷口係長。

企画財政係長（谷口義明） お答えをします。

バーチャルスタジオは、立体的に見えるということでございます。

それと、仮想の空間なんですけれども、ソフトの中に標準装備されておるといふふうにしていただいたらいいのかなと。そのソフトに標準装備されておるのをオプションで幾つか買っていたら高くついてくるということです。それを与謝野町の風景をつくったらどうかということにつきましては、そこまでは研究しておりませんので、今のところ標準装備のソフトの立体空間でやっていきたいというふうにしております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） バーチャルスタジオにかかわる金額ですね。どれぐらいかかるものなのか、これをお聞きしたいのと、先ほどから質問していますなぜこのメーカーのこの機種に、この放映という中でもあるわけですね、ほかに機種が、放映のメーカーの中でも。どういう形でこのメーカーのこの機種がいいというふうに判断されたのか、その点について再度お聞きをいたします。

それと、今の標準のものを使うということですが、それは例えば先ほど言われました住民が使いたいというときに、住民がつくったのを入れるということについては、簡単にできるような形になっているのかどうか、その辺についてもお聞きします。

議長（森本敏軌） 谷口係長。

企画財政係長（谷口義明） 機器の代金につきましては、1, 220万円程度かかります。

この機種選定につきましては、去年の東京でありました、ちょっと名前が出てこないんですけど、CATVのそういう集まりがあるところで公開をされておまして、いろんなバーチャルのシステムがあるんですけども、その中で最先端の、一番これがいいんじゃないかなというのを一応設計で上げさせていただいておまして、バーチャルシステムにつきましては、議員さんも先ほどもありましたように日進月歩で動いておりますので、その中から今後センターの構築をしていく中で再度見ていかなとは思いますが、今のところではこの機種でやって進めていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 以前にも質問したことがあるんですが、例えばCADのソフトとかデータベースのソフト等で質問したことがあります、ちょっと気になるのが、こういう日本のメーカーなんですけど、だんだんこういうことができるという、そういう特殊なものをつくっているところが衰退をしていくわけですね。こういうものは、それこそ世界標準のものが生き残っていくという形になっていって、そしてそういう標準のものというのがいろんなことができる形でどんどん改良がされていくということで、ほかのビデオの編集も含めてバーチャルスタジオができるようなソフトが1, 200万と言われましたが、普通のパソコンでできるようなことが出てきて、それがどんどん新しい機能を追加していくというのが日進月歩の今の状況なんですね。ですから、こういうものを導入するときに機能が限定されたものを導入すると、それが後で拡張性がなくなってくるということがありまして、そういう心配がないかいうところが非常に気になるんですが、今実際に東京に行ってそういうのを、当然そこには各社のが出されておると思いますので、それを見て選定されたということをおっしゃってましたので、それはそれで今の時点ではこれがいいということで判断されたということでもいいのかなと思うんですが、その辺は今後どうなるのかわからん分野でもあるので、最後の質問をさせていただきますが、今言われましたように、住民も使われるような形でやりたいということをおっしゃいましたが、もう少し具体的にどういう形で、学校だけじゃなくて住民の方、個人でもこれを使えるということになっていくのか、料金等々も含めてどういう形で考えておられるのかお聞きいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

学校教育とかそういったものにも改良させていただいたらということは思ってますし、もう一

つは各種町内に文化サークルがございます。その文化サークルというのも発表会というのが、文化祭だとか、そういうところに限定されていると思うんですね。ですから、例えばテレビ発表会だとか、いわゆるバーチャルスタジオを活用していただいて、楽器を演奏したりして、それにふさわしいような画面をつくっていったりと、そういう文化クラブのテレビ発表会といいますか、そういったものにも使えるんじゃないかなというふうに思いますし、さらにまたいろんな団体や個人なんかに呼びかけをして使えることには使っていただくと、幅広く使っていただくという格好で住民の参加というものを盛り上げていって、CATVを通じた地域の元気、そういったものが作り出せたらというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） メーンは、町のCATVの放送に使うのがメーンだと思うんですが、そのあいた時間で今言われたようなことの利用ができるということだと思うんですが、今の時点では何割ぐらいそういう開放できるというふうな見込みがあるのかわかりましたらお聞きいたします。

議 長（森本敏軌） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） お答えをいたしたいと思います。

このシステムが完成しますと、どれぐらいの、何割ぐらい一般の方というか、これを活用していただけるのかという質問だと思います。

今の、いうたら役場の方で、与謝野町の方でやってます番組づくり、これにつきましては、その日のニュースを今後は新しい番組スケジュールとして組み立てていきたいと思っております。そうしますと、極端に言いますと午後から放送まではほとんどもう町の方でスタジオを占領してしまうというふうなイメージで持っていたらいいと思いますので、いわば土曜日とか日曜日とか、そういう放送の実際がないときには、十分活用していただいたらいいと思うんですけども、平日につきましては、まず町の方の番組づくりでふさがってしまうというふうなイメージでいただいたらありがたいかなというふうに思いますので、詳細は今後になると思いますし、まだ何も今イメージも持ってませんが、土曜日、日曜日なんかは極力開放して使っていただけるんじゃないかなというふうには思っております。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今の時代は、想像力がいわゆる競争力を高めるキーワードというふうに言われてまして、そういう点では文化とかそういうところが、いわゆる文化都市づくりというのが全国でも始まっているわけで、こういうものが簡単に使えると、身近に使えるということになりますと、そういう大きな力になっていくだろうと思いますので、できるだけ多くの方に使っていただけるようにご努力いただきたいということを指摘して、質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第45号 与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20号 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

それでは、与謝野町宮津市中学校組合議会定例会の報告を願います。

野村委員長。

1 番(野村生八) それでは、3月3日に行われました平成22年度第1回与謝野町宮津市中学校組合議会定例会について、簡単に報告させていただきます。

議案としましては、職員の勤務などにかかわる条例改正、それから退職組合等の規約の変更、そして21年度の補正予算、22年度の当初予算、この四つの議案が提案され、すべて賛成多数で議決されました。

職員等、退職手当等は与謝野議会と同じ内容ですので、省略させていただきます。

補正については休憩室のエアコン設置、あるいはICT関連でテレビ、庁内LANの予算をもって取り組みをする予定でしたが、これが国の方の400万円を上回るのが対象ということでしたが、詳細にしますと400万円を下回るということでの国からの補助金カット等々にかかわる調整の補正予算が出されました。

次に当初予算ですが、これについては前年度に比べまして大幅な増額予算、約1億円余りの増額予算になっていますが、この主な内容は屋内運動場の耐震工事、これが管理費も含めまして約1億1,000万ということで大幅な増額になっておりまして、交付税分としての3,700万以外に2,200万余りの町、市の負担金ということで、例年に比べて多くなっている内容でございます。

財源としては4,100万ほどの交付金と、起債4,470万等々を含めた財源で工事が行われるということです。

以上です。

議長(森本敏軌) 以上で、諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後2時42分)

(再開 午後2時43分)

議長(森本敏軌) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第21号 閉会中の継続審査申出書を議題とします。

文教・厚生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第73条の規定により、お手元に配りました、閉会中の継続審査の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他はすべて議了しました。

会期を7日残しておりますが、これをもちまして、第30回平成22年3月定例会を閉会します。

第30回平成22年3月定例会の閉会に当たりまして、また今期最後の定例会の最終日に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月1日開会いたしました今期最後の30回を迎えました3月定例会は、3月26日までの26日間の会期でありましたが、7日間の会期を残し、一般質問をはじめ、本定例会に付されましたすべての議案を同意・可決し、すべてを議了し、予定より早く閉会することができました。議員の皆さん、町長はじめ理事者の皆さんの円滑な議会運営にご理解とご協力をいただいたことであり、議長といたしまして心から感謝を申し上げます。

また、今定例会におきましては、今期最後の定例会になり、感慨深いものがある中、議員の皆さん、理事者の皆さん、いつもと変わらず終始真剣に緊張感を持って臨んでいただきました。本当にお疲れさまでございました。

この間、今期最後となります一般質問では、リフレかやの里の再開について、与謝野町1期4年の太田町政の成果について、経済の活性化、救急医療問題など町が抱えます課題についてこの4年間を顧み中、来期を見据え、熱い思いで質問をいただきました。これらが来期に反映されることを願っております。

また、今定例会は22年度の予算議会として、町長の任期満了に伴い、新規事業を減らした骨格予算となりましたが、一般会計は99億4400万円で前年比1.0%が編成され、一般会計では緊急雇用対策、利子補給など経済対策、地域情報化、バス運行事業、小学校の耐震化、子ども手当など重立った事業が予算計上され、この予算審議も真剣な、活発な審議をいただきました。

来期の6月議会には、さらに新規事業などを加え、肉づけされた予算が示されると思っておりますが、22年度予算が安心安全で住みよい住民福祉の向上に功を奏しますよう願っております。

さて、与謝野町が誕生して以来、はや1期4年が過ぎ、4月15日の町長、議長の任期満了が迫ってまいりましたが、この4年間を振り返りますと、旧それぞれの町の垣根を少しずつ取り除き、一体感の醸成を図りながらそれぞれの町が有しておりました自然や歴史、文化など特色を生かし、総合計画や各方面からの計画、町民憲章が策定され、町の将来像、水、緑、空、笑顔輝くふれあいの町を掲げ、住民参加の協働の精神で計画に向かって安心安全な住民にとって住みやすい町を目指し、まちづくりが行われているさなかであると思っております。

また、合併したものの財政状況は厳しい状況で、この克服に向け行政改革大綱も策定され、平成20年から5年間で20億円の削減をするといった厳しい内容で、総合計画とこの大綱をにらみながら目標に向かって、合併してよかったと言えるまちづくりが進められていると思っております。

この間、町の施設の指定管理への指定、高齢者保健福祉計画など福祉計画に沿った福祉施策、明石香河線など道路新設、台風による災害復旧、町営バスの運行、光ファイバーによる全町への

情報化の整備、学校の耐震化、住宅改修への助成など経済対策、雇用対策など多くの案件に対し、この4年間、30回に及ぶ定例会、臨時会において議会と行政がお互いに緊張感を持って、また町民の皆さんから叱咤激励をいただく中、真剣な、活発な一般質問や審議を行い、これら多くの事業が執行されてきたと思っており、これも議会と行政が車の両輪としてやったことであり、議員の皆さんには議会の権能を発揮していただき、その役割を果たしていただきました。

そして、太田町長には、まちのトップとして大変なご苦勞とご尽力をいただきました。

また、堀口副町長、垣中教育長、課長の皆さん、白杉教育委員長、足立代表監査委員の皆様にも大変なご尽力をいただきました。本当にご苦勞さまでございました。

また、奥野議会事務局長はじめ、事務局の皆さんにも議会運営に大きなサポートをいただきましたことを感謝を申し上げます。

今期をもって勇退をされます議員の皆様には、長きにわたりご活躍をいただきました。大変ご苦勞さまでございました。

また、今年度をもって退職をされます大下総務課長におかれましても、大変長きにわたり職責を果たしていただきました。大変ご苦勞さまでございました。

糸井初代議長におかれましては、新生与謝野町議会の議会運営の道筋をつくっていただき、ご尽力をいただきました。心から感謝と敬意を表したいと思います。

そして、後半の2年間、不肖私が議長として重責を担わせていただき、至らん点も多かったと思っておりますが、皆様のご支援、ご協力をいただき、最後の議会を閉会をできましたことを心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

いよいよ4月16日から新たな4年間の出発となります。

来期はいよいよ地方主権の時代に入ると言われており、地方の重要度は増してくると思っております、一層の責任がついて回ると考えられ、行政も議会も変革の4年になると思えます。

議会も二元代表性の中にあって研鑽を重ねられ、議会としての力をつけていただき、住民から信頼される議会を願っております。

長くなりましたが、結びに総合計画をはじめ、各種計画に枝葉をつけ、花が咲きますよう与謝野町の今後ますますのご発展と皆様方のご健勝、一層のご活躍を心から祈念を申し上げ、今期最後の議会の閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

本当に皆さん、ご苦勞さまでした。ありがとうございます。

ここで、町長からあいさつの申し出がありますので、受けたいと思います。

町長（太田貴美） 3月定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま本当に立派な議長さんのお言葉がありましたけれども、本当に言葉に表されているそのものすべてだというふうに思っております。

今回、3月1日から本日までの19日間の定例会では、平成22年度の当初予算12件をはじめ、辺地総合整備計画議案7件、条例の廃止改正議案5件、補正予算7件、請負契約の変更締結3件など非常に重要事項のご審議をお願いいたしましたわけですが、議員の皆様には本会議や各常任委員会におきましてご熱心にご議論をいただき、全議案を原案どおりご承認賜りました。特に、平成22年度当初予算につきましては、4月に町長並びに町議員の選挙が執行されます関係からいわゆる骨格予算となっておりますものの、いずれも町民の皆さんの安心安全のために必

要な予算であり、その執行に当たっては万全を期していただきたいというふうに願っております。

さて、私も、また議員の皆様も既に残任期間が4月15日まで約1カ月足らずとなりましたが、新たな気持ちで今度の選挙に立候補されたり、あるいはご勇退を決められるなど、そのご決断は何よりもとうといものというふうに思っております。

一方、目を転じて町民の皆さんの生活を取り巻く環境と申しますと非常に厳しいものがあり、将来的にもそうした不確かな不安を抱えた生活を余儀なくされております。雇用問題や、あるいは経済問題をはじめ、大変先行き不透明な時代という意味では、NHKの大河ドラマの大きな反響を呼んでおります「龍馬伝」ですが、彼が生きた幕末という時代も金の砂漠といった相反する混沌とした価値の中で不確かな不安で蔓延した時代であり、その時代にあって独自の世界観と創造性を持って活躍された、そうした時代と同じような気がいたしております。

今後におきましても、産みの苦しみ、喜びの中で誕生いたしましたこの与謝野町、3町が合併してから4年が本当に早いものでたってしまいました。そうした中で、常々町民の皆様とともに我々も、また議会も真剣にご議論いただき、数多くの懸案であった事柄、あるいは新たな取り組みに本当に力を合わせてここまで支えていただき、来れましたことを本当に心から感謝を申し上げる次第でございます。

いずれにいたしましても、合併という最大の難局を立場は違えどもこうしてともに町のため、あるいは町民の皆さんのために誠心誠意ご尽力いただきました議員の皆様方に、本当に心からお礼を申し上げますとともに、我が町の最優先課題でもあります安心安全なまちづくりに対しまして今後ともご理解、あるいはご協力をお願いを申し上げたいというふうに思います。

ある方が、町長とはオーケストラのコンダクターだと言われた方がございます。まさしく今、3町が一緒になりまして、各パートの練習を一生懸命やって、さあ、これから音楽を奏でていこうという、まさしくそういう状況ではないかなというふうに思います。議会の中で、さまざまご議論をいただきました各パート、パート、それなりに整ってきてはおりますけれども、やはりここで力強い、とりわけこの疲弊した地域の産業を何とかしてほしいという皆さん方のお声が本当に大きかったように思っております。今後の町政を私も再び挑戦がしたいというふうに思っておりますけれども、その中で今後めり張りをつけて、それぞれのパートが本当に美しいメロディーを奏で、この町に笑顔が広がるような、そんな町に今後も頑張ってもらいたいというふうに思っております。そうした意味で、どんな立場になられましようとも、この町を愛する気持ちは皆さんも同様だと思いますし、この町をよくするために、この議会の中でも本当に失礼な発言があったり、また失礼な態度を示したこともあったことも、ぜひそうしたお互いの気持ちがこの町を愛すればこそだということで、お許し賜りたいというふうに思います。

これからいよいよ選挙もございまして、その中でこの町をよくするために、どうぞ皆さん方の今後変わらぬお力をお願い申し上げます、簡単でございますけれども閉会に当たってのごあいさついたします。

本当に長い間ありがとうございました。

議長（森本敏軌） それでは、お手元に配付しておると思いますが、全員協議会を冒頭に申し上げますように開催したいと思っておりますので、15分間休憩して、3時15分から開催したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

(閉会 午後2時48分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員